

# 福岡県公報

平成二十一年四月一日  
第二千九百四十九号  
増刊 ①

## 目次

規 則(第十八号・第二十一号)	
福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課)……………二
福岡県計量法施行細則の一部を改正する規則	(商工政策課)……………四
福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則(市町村支援課)	……………四
福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(高齢者支援課)	……………五
告 示(第六百三十六号・第六百四十四号)	
全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の一部変更	(財 政 課)……………七
西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の一部変更	(財 政 課)……………七
騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正	(環 境 保 全 課)……………八
騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正	(環 境 保 全 課)……………八
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定の一部改正	(環 境 保 全 課)……………八
振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正	(環 境 保 全 課)……………八
振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正	(環 境 保 全 課)……………八
振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部改正	(環 境 保 全 課)……………八
部改正	(環 境 保 全 課)……………八
福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示	(会 計 管 理 局 会 計 課)……………八
議 会	
福岡県議会図書室管理運営規程の一部を改正する告示	(議 会 事 務 局 調 査 課)……………九
福岡県議会議事務局規程の一部を改正する告示	(議 会 事 務 局 総 務 課)……………九
教育委員会	
福岡県立美術館協議会規則の一部を改正する規則(教育庁社会教育課)	……………一〇
福岡県教育委員会の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則	(教 育 庁 総 務 課)……………一〇
福岡県博物館登録規則の一部を改正する規則	(教 育 庁 総 務 課)……………一〇
福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	(教 育 庁 企 画 調 整 課)……………一〇
教育統計調査規則の一部を改正する規則	(教 育 庁 総 務 課)……………一一
福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則	(教 育 庁 総 務 課)……………一一
福岡県立英彦山青年の家組織規則等の一部を改正する規則	(教 育 庁 総 務 課)……………一一
福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令	(教 育 庁 総 務 課)……………一三
福岡県教育委員会統計事務調整規程の一部を改正する訓令	(教 育 庁 総 務 課)……………一四
福岡県教育委員会事務決裁規程及び福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令	(教 育 庁 総 務 課)……………一四
教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令	(教 育 庁 総 務 課)……………一七
福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令	(教 育 庁 総 務 課)……………一七

規則

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十八号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則（昭和三十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

様式目次中

六十二 の四	納税証明書（その一、その二、その三、その四）	三十二 条の四	を
六十二 の四 その五	納税証明書（その一、その二、その三、その四、その五）	三十二 条の四	に

改める。

第六十二号の四様式その四の次に次のように加える。

納税証明書

住(居)所(所在地)

氏名(名称)

様

証明事項

上記申請者については、過去 かの間に県税に係る徴収金につき滞納処分を受けたことがないことを証明します。

第 号

年 月 日

福岡県

県税事務所長 印

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県計量法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十九号

福岡県計量法施行細則の一部を改正する規則

福岡県計量法施行細則（平成十二年福岡県規則第百三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は計量法」を、「計量法」に改め、「受けた者」の下に「又は法第百十七条第一項の規定による指定を受けた者」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十号

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

福岡県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福岡県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「福岡県条例第八号」の下に、「以下「条例」という。」を加え、「第四条」を「第七条」に改める。

第七条の次に次の三条を加える。

（条例第四条の規則で定める方法）

第八条 条例第四条の規定による本人確認情報の提供は、電子計算機（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法又は磁気ディスクの送

付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年六月総務省告示第百三十四号）によるものとする。

（条例別表第一の規則で定める事務）

第九条 条例別表第一一号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 県税に関する犯則事件の犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認

二 免税軽油使用者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

2 条例別表第一二号の規則で定める事務は、県税の賦課又は徴収

（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金又は滞納処分費の徴収を含む。）に関する次に掲げる者（当該者が、法人である場合はその役員又は清算人とし、人格のない社団等である場合はその代表者又は管理人とする。）の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。

一 納税者、特別徴収義務者若しくは納税義務者又はこれらの第二次納税義務者、保証人その他の納税義務者と認められる者（以下この項において「納税者等」という。）

二 納税者等の相続人

三 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

四 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者

五 納税者等が有する財産を占有している第三者又はこれを占有していると認められるに足りる相当の理由がある第三者

六 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認められるに足りる相当の理由がある第三者

3 条例別表第一三号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 自動車税の減免を受けた自動車について、引き続き自動車税の減免を受けようとする者の当該減免の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

二 不動産取得税の課税標準の特例の適用を受けようとする者の申告の受理又はその

申告に係る事実についての審査

4 条例別表第一第四号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

- 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

- 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

5 条例別表第一第五号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 福岡県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年福岡県条例第二十一号）第七条第一項から第三項までの規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 二 福岡県心身障害者扶養共済制度条例第十七条第四項の規定による報告の受理又はその報告に係る事実についての審査

6 条例別表第一第六号の規則で定める事務は、福岡県青少年健全育成条例（平成七年福岡県条例第四十六号）第二十一条第一項又は第二項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

7 条例別表第一第七号の規則で定める事務は、行政書士法施行細則（昭和二十六年福岡県規則第三十号）第四条第二項の規定による行政書士試験合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。（条例別表第二の規則で定める事務）

第十条 条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

- 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

- 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

2 条例別表第二の二の項の規則で定める事務は、地方公務員法（昭和二十五年法律第

二百六十一号）第五十条第一項の規定による不服申立ての受理、その不服申立てに係る事実についての審査又はその不服申し立てに対する応答とする。

3 条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定による監査請求の受理、その監査請求に係る事実についての審査又はその監査請求に対する応答とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十一号

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成五年福岡県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（一時償還）

第十条の二 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金又はこれに係る利息の支払を怠ったとき。

三 虚偽の申請その他不正の手段により、貸与を受けたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、この規則の規定若しくは契約の条項に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。

別表第一の二の項中「（重度の肢体不自由者を入所させて、その更生に必要な治療及び訓練を行うものに限る。）」及び「（重度の身体障害者で雇用されることの困難なものを入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させるものに限る。）」

「を削り、同表五の項中「生活介護」の下に、「児童デイサービス、短期入所」を加え、「若しくは就労継続支援」を、「就労継続支援」に改め、「含む。」の下に「若しくは共同生活援助」を加え、同表一八の項中「規定する」の下に「精神病床により構成される病棟等、」を、「除く。」の下に「及び一般病床により構成される病棟等」を加える。

別表第二の三の項中「及び」の下に「少年を指導する職員並びに」を加え、同表四の項中「児童指導員及び」の下に「保育士並びに」を加え、同表五の項中「児童指導員」の下に「保育士」を加え、同表六の項中「及び」の下に「児童生活支援員並びに」を加え、同表二一の項及び二七の項中「生活支援員」の下に「就労支援員」を加え、同表三〇の項中「ミ」を「リ」に改め、同ムを同項ルとし、同項中ミをモとし、同モの次に次のように加える。

ヤ 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）に規定する発達障害者支援センターにおいて、「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成十七年七月八日障発第〇七〇八〇〇四号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員並びに当該施設の長が行う業務

ユ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）に規定する広域障害者職業センターにおいて、障害者職業カウンセラー及び当該施設の長が行う業務

ヨ 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する地域障害者職業センターにおいて、障害者職業カウンセラー及び職場適応援助者並びに当該施設の長が行う業務  
 ラ 障害者雇用納付金制度に基づく第一号職場適応援助者助成金受給資格認定法人において、第一号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であつて、シヨブコーチ支援を行っている者が行う業務

リ 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者就業・生活支援センターにおいて、「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成十四年五月七日職高発第〇五〇七〇〇四号、障発第〇五〇七〇〇三号厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長及び社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する主任就業支援担当者、就業支援担当者及び生活支援担当職員並びに当該

施設の長が行う業務

別表第二の三〇の項中マをメとし、ナからホまでをネからムまでとし、同項ト中「又は精神障害者退院促進支援事業」を、「精神障害者退院促進支援事業」に改め、「精神障害者退院促進支援事業」の下に「障害者相談支援事業又は障害児等療育支援事業」を加え、同トを同項又とし、同項中テをニとし、ツをナとし、同項チ中「児童指導員及び」の下に「保育士並びに」を加え、同チを同項トとし、同項中タをチとし、同チの次に次のように加える。

ツ 「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」（平成九年六月五日児発第三百九十六号厚生省児童家庭局長通知）に基づく地域子育て支援拠点事業を行っている施設において、相談援助業務を行っている専任の職員及び当該施設の長が行う業務

テ 「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」（平成十六年四月二十八日雇児発第〇四二八〇〇五号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する家庭支援専門相談員が行う業務

別表第二の三〇の項中ソをタとし、エからセまでをオからソまでとし、同項ウ中「介護保険法施行規則に規定する適合高齢者専用賃貸住宅」を「施設」に改め、同ウを同項工とし、同項イ中「相談援助業務に従事する専任の相談員」を「生活相談員」に改め、同イを同項ウとし、同項アの次に次のように加える。

イ 児童福祉法に規定する乳児院において、児童指導員及び保育士並びに当該施設の長が行う業務

様式第四号中

「（条例及び規則との関係）」

第4条 この契約書に定めのない事項については、福岡県介護福祉士等修習資金貸与貸与条例（平成5年福岡県条例第29号）及び福岡県介護福祉士等修習資金貸与条例施行規則（平成5年福岡県規則第57号）の定めるところによる。

（補則）

第5条 この契約書並びに前条の条例及び規則に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

「（一時離職）」

第4条 甲は、乙が福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成5年福岡県規則第57号）第10条の2に該当すると認めるときは、一時償還を請求することができる。

（条例及び規則との関係）

第5条 この契約書に定めのない事項については、福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成5年福岡県条例第29号）及び福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の定めるところによる。

（補則）

第6条 この契約書並びに前条の条例及び規則に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

改め。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

2 改正後の別表第一及び別表第二の規定は、平成二十年四月一日以降福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例第三条に規定する貸与契約を締結する者から適用する。

3 この規則の施行前に修学資金の貸与を受け、改正前の別表第一又は別表第二の業務（以下「改正前の業務」といふ。）に従事している者で、この規則による改正により業務が異なることとなるものについては、改正前の業務に従事していた期間は改正後の別表第一又は別表第二の業務に従事していた期間とみなす。

告示

福岡県告示第六百三十六号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数を増加し、及び同協議会の規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により次のように告示する。

平成二十一年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

一 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加  
平成二十一年四月一日から、全国自治宝くじ事務協議会に岡山市を加える。  
二 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約  
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。  
第三条第二号中「浜松市」の下に「岡山市」を加える。

附則

この規約は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県告示第六百三十七号

西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数を増加し、及び同協議会の規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により次のように告示する。

平成二十一年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

一 西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加  
平成二十一年四月一日から、西日本宝くじ事務協議会に岡山市を加える。  
二 西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約  
西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条中「福岡市及び広島市」を「福岡市、広島市及び岡山市」に改める。  
第六条中「二十人」を「二十一人」に改める。

第十七条第二項中「福岡県及び広島県」を「福岡県、広島県及び岡山県」に改め、「広島市」の下に「、岡山県にあつては岡山県知事及び岡山市長の協議により定めた割合をもつて岡山県及び岡山市に」を加える。

附則

この規約は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県告示第六百三十八号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、筑紫野市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第六百三十九号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、筑紫野市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第六百四十号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、筑紫野市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第六百四十一号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、筑紫野市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第六百四十二号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、筑紫野市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第六百四十三号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、筑紫野市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第六百四十四号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年四月一日

福岡県知事 麻生渡

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示  
福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示（昭和三十九年四月福岡県告示第  
二百二十号）の一部を次のように改正する。  
第二条の表中

農業総合試験場 八女分場	輝翔館中等教育学校	黒木警察署	黒木支店	に
農業総合試験場 八女分場	黒木高等学校 輝翔館中等教育学校	黒木警察署	黒木支店	を
	門司学園高等学校	門司警察署	門司支店	に
	門司高等学校 門司学園高等学校	門司警察署	門司支店	を
	門司大翔館高等学校 門司学園中学校		門司駅前支店	に
	門司北高等学校 門司大翔館高等学校 門司学園中学校		門司駅前支店	を

改める。  
附則  
この告示は、公布の日から施行する。

議 会

福岡県議会告示第四号

福岡県議会図書室管理運営規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年四月一日

福岡県議会議長 貞末利光

福岡県議会図書室管理運営規程の一部を改正する告示  
福岡県議会図書室管理運営規程（昭和五十七年四月六日福岡県議会公示第三号）の一  
部を次のように改正する。

第二条第一項中「午前九時から午後四時三十分まで」を「午前八時三十分から午後五  
時四十五分まで」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県議会告示第五号

福岡県議会事務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年四月一日

福岡県議会議長 貞末利光

福岡県議会事務局規程の一部を改正する告示

福岡県議会事務局規程（昭和三十五年十月二十五日福岡県議会公示）の一部を次のよ  
うに改正する。

第四条の表副課長の項の次に次のように加える。

企画監	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務を掌理する。
-----	----------------------------

第四条の表企画主幹の項中「副課長等」を「副課長又は企画監等」に改める。

第五条第三項中「課に」の下に「企画監、」を加える。

第六条中「副課長」の下に「企画監」を加える。

第八条の表課長の決裁事項の項決裁権者が不在のときの欄中「あつては課長補佐」の  
下に「（企画監を置く場合にあつては当該事務を担当する企画監、その他の事務につい  
ては課長補佐）」を加える。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

教育委員会

福岡県立美術館協議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第四号

福岡県立美術館協議会規則の一部を改正する規則

福岡県立美術館協議会規則（昭和六十年福岡県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「関係者」の下に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第五号

福岡県教育委員会の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

附則

福岡県教育委員会の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和四十八年福岡県教育委員会規則第十六号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人の業務の監督（設立の許可の取消

し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分等の許可、解散及び清算人に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

福岡県博物館登録規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第六号

福岡県博物館登録規則の一部を改正する規則

福岡県博物館登録規則（昭和二十七年福岡県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「、及び民法第34条の法人、又は宗教法人にあつては、その」を「及び私立博物館にあつては設置者の」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第七号

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条）

(普通科)			
学区名	地域名	高等学校名	備考

第五学区	第四学区	第三学区	第二学区	第一学区
太 筑 宰 紫 府 市 郡	宗 福 津 像 古 糟 屋 津 像 福岡市のうち 志賀中、和白中、和白丘中、 香椎第一中、城香中、香 椎第二中、香椎第三中、多 々良中、松崎中、多々良中 中央、青葉中、箱崎中、福 岡中、千代中、吉塚中、博 多中、箱崎清松中、照葉中	北九州市のうち 若 幡 幡 松 八 幡 幡 八 幡 幡 遠 賀 西 東 中 間	北九州市のうち 門 司 小 倉 南 小 倉 北 小 倉 南 戸 畑 南 北	築 上 前 都 橋 豊 前 都 橋 京 都 橋 行 橋
柏 筑 陵 紫 丘	福 香 香 岡 住 丘 吉中	須 新 玄 光 恵 宮 界 陵 芦屋町、岡垣町、遠賀町	戸 小 北 小 小 小 門 畑 倉 東 州 西 倉 南 司 東 東 州 西 倉 南 園	築 上 西 育 徳 館 京 都 都
長丘中のうち第六学区の地域	東光中、席田中、住吉中、東住 吉中			

第七学区	第六学区								
朝 朝 朝 久留米市のうち 田主丸中	う き は 福岡市のうち 筑紫野 大野城 春日市	糸 島 福岡市のうち 舞鶴中、警固中、当仁中、 城西中、友泉中、片江中、 城南中、百道中、高取中、 姪浜中、西福岡中、次郎丸 中、内浜中、下山門中、原 北中、志岐中、志岐丘中、 西陵中、梅林中、原中、原 中央中、田隈中、長尾中、 金武中、玄洋中、元岡中、 北崎中、能古中、玄界中、 小呂中、早良中、長丘中の うち第五学区の地域を除く 地域	筑紫野 大野城 春日市	筑紫野 大野城 春日市	筑紫野 大野城 春日市	筑紫野 大野城 春日市	筑紫野 大野城 春日市	筑紫野 大野城 春日市	福岡中央
朝 朝 倉 倉 光 陽	浮羽究真館	糸 筑 玄 早 修 島 前 洋 良 館	筑 武 紫 蔵 台	筑 紫 中 央	太 春 宰 府 日				福岡中央
野中	屏水中	花畑中、柏原中、平尾中		夜須中					福岡市のうち博多中、舞鶴中、 警固中、当仁中、城西中、友泉 中、片江中、城南中、長尾中、 梅林中、原中、原中央中（大原 小を除く）、田隈中、長丘中の うち第六学区の地域、次郎丸中 のうち早良区星の原団地の地域

第八学区	小三井市郡	久留米市のうち 城南中、江南中、櫛原中、 牟田山中、諏訪中、良山中、 明星中、宮ノ陣中、荒木 中、筑邦西中、屏水中、青 陵中、高牟礼中、北野中	小三井市郡	筑紫野市
第九学区	筑八八市郡	久留米市 明善 三井	久留米市 明善市 三井市	筑八八市郡 久留米市 明善市 三井市
第十学区	三瀨市郡	三瀨市	三瀨市	羽犬塚中、筑後北中、筑邦西中、 荒木中
第十一学区	田川市郡	田川市	田川市	筑後中
第十二学区	嘉穂市郡	嘉穂市	嘉穂市	
第十三学区	直方市郡	直方市	直方市	福智町、穎田中、木屋瀬中 中間市、水巻町、北九州市のう ち木屋瀬中、香月中及び千代中

注 地域名欄及び備考欄の中、小は、それぞれ市町村(学校組合)教育委員会  
 会が定める当該中学校及び小学校の通学区域を示すものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県立高等学校の通学区域に関する規  
 則の規定は、平成二十二年度以降に入学する者から適用する。

教育統計調査規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
 平成二十一年四月一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第八号  
 教育統計調査規則の一部を改正する規則

教育統計調査規則(平成十一年福岡県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改  
 正する。

第二条中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づく指定統計調査及び国その他  
 の機関の委託を受けて行う調査」を「国その他の機関の委託を受けて行う調査及び県教  
 育委員会が統計法(平成十九年法律第五十三号)第二十四条第一項の規定により総務大  
 臣に届け出た調査」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第九号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福岡県教育庁組織規則(平成十年福岡県教育委員会規則第三号)の一部を次のように  
 改正する。

第一条の二第二号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「特別支援学校及び幼稚  
 園」を「及び特別支援学校」に改める。

第九条第十三号中「指定統計」を「統計法(平成十九年法律第五十三号)の規定に基  
 づく基幹統計」に改める。

第十四条第八号中「指定統計第八十三号「社会教育調査」」を「統計法の規定に基  
 づく基幹統計のうち、社会教育調査」に改める。

第十八条第一号、第二号、第五号及び第六号並びに第二十二条第三号中「小学校」を  
 「幼稚園、小学校」に、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改め

る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県立英彦山青年の家組織規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十号

福岡県立英彦山青年の家組織規則等の一部を改正する規則

(福岡県立英彦山青年の家組織規則の一部改正)

第一条 福岡県立英彦山青年の家組織規則(昭和四十六年福岡県教育委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

技師	上司の命を受け、技術をつかさどる。
主任技能員	上司の命に従い、高度な技能を要する労務に従事する。
技能員	上司の命に従い、労務に従事する。
技師	上司の命を受け、技術をつかさどる。

に

を

改める。

(福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年福岡県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とし、附則第六項を附則第五項とする

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会訓令第一号

本 庁  
出先機関

福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条第二項」の下に「(ただし書を除く。)」を加える。

第三条中「午後零時四十五分まで」を「午後一時まで」に改める。

第四条から第六条までを次のように改める。

(一週間の勤務時間の特例)

第四条 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により条例第二条第一項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間については、教育長が別に定める。

(勤務時間の割振り等の特例)

第五条 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要があるため、条例第三条第一項及び第二項又は第二条及び第三条の規定によることのできない職員

の週休日、勤務時間の割振り又は休憩時間については、教育長が別に定める。  
(休憩時間等の変更)

第六条 第三条又は前条の規定にかかわらず、公務の運営上の事情により緊急かつやむを得ない場合には、職員の休憩時間を臨時に変更することができる。

2 育児等の特別の事情を有する職員について、公務の運営に支障がないと認められる場合は、教育長が別に定めるところにより、勤務時間の割振り及び休憩時間を変更することができる。

第七条中「第六条」を「第五条」に改める。

第九条中「第二十四条第一項」を「第二十四条」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第一号

本庁

福岡県教育委員会統計事務調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

福岡県教育委員会教育長 森山良一

福岡県教育委員会統計事務調整規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会統計事務調整規程（平成十一年三月福岡県教育委員会教育長訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号を次のように改める。

一 国その他の機関の委託を受けて行う調査

二 福岡県教育委員会が統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十四条第一項の規定により総務大臣に届け出た調査

様式第一号の注の1中「指定統計調査は「指定」、承認統計調査は「承認」、福岡県教育委員会の独自調査（様式第二号提出の調査）は「独自」、その他（他の機関から依頼を受けて行う調査等）は「その他）」を「福岡県教育委員会の独自調査（様式第二号提出の調査）は「独自」、国その他の機関の委託を受けて行う調査は「委託」、福岡県教育委員会が統計法の規定により総務大臣に届け出た調査は「届出」」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第一号

福岡県教育委員会事務決裁規程及び福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

福岡県教育委員会教育長 森山良一

福岡県教育委員会事務決裁規程及び福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

正す訓令

（福岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正）

第一条 福岡県教育委員会事務決裁規程（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表一第四項第十四号から第十六号までの規定中「半日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改め、同表第十二項中第三十九号を第四十号とし、第三十八号を第三十九号とし、第三十七号の次に次の一号を加える。

38 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第四条の規定に基づき、教育委員会が行う事務を処理すること。

別表二第四項各号列記以外の部分中「懲戒規則」の下に「福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年福岡県条例第六十七号）を「自己啓発等休業条例」を加え、同項に次の四号を加える。

13 地公法第二十六条の五第一項及び第五項並びに自己啓発等休業条例第二条の規定に基づき、教育次長、部長相当職員、課長又は出先機関の長の自己啓発等休業に関し、これを承認し、又は承認を取り消すこと。

14 地公法第二十六条の五第一項及び第五項並びに自己啓発等休業条例第二条の規定に基づき、職員（前号に掲げるものを除く。）の自己啓発等休業に関し、これを承認し、又は承認を取り消すこと。

15 自己啓発等休業条例第七条第三項の規定に基づき、教育次長、部長相当職員、課長又は出先機関の長の自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。

16 自己啓発等休業条例第七条第三項の規定に基づき、職員（前号に掲げるものを除く。）の自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。

本庁 出先機関

別表二第五項第九号中「半日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改め、同項第十四

号中「育児時間及び」を削り、同表第十項第三号中「医療職（一）四級以上」を「医療職（一）四級」に改め、同項第四号中「行政職七級若しくは八級」を「行政職六級若しくは七級」に改め、同項第八号を次のように改める。

8 初任給等規則第十七条の規定に基づき、新たに職員を特殊の技術、経験を必要とする職に採用しようとする場合に、その号給の決定についての特例について基準を定め、人事委員会の承認を求めること。  
課長

別表第二十項第十七号を第十八号とし、第十五号を第十六号とし、同項第十四号中「号給」を「級、号給」に改め、同号を第十五号とし、同項第十三号中「を昇給させ、又は昇給期間を短縮すること」を「について、級、号給を決定し、又は昇格させること」に改め、同号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

13 初任給等規則第三十八条の二の規定に基づき、人事委員会の求めにより職員の職務の級及び号給の決定等に係る事項について報告すること。  
課長

別表第二十二項各号列記以外の部分中「福岡県教育委員会の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」を「旧福岡県教育委員会の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」に、「規則」を「旧規則」に改め、同表第二十四項及び第二十五項を次のように改める。

- 二十四 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下この項中「法」という。）の規定に基づく統計調査に関する事務
  - 1 法第二十四条第一項の規定に基づき、統計調査を行う場合において、調査の名称及び目的、調査対象の範囲等の事項を総務大臣に届け出ること（届出事項の変更を届け出ることを含む。）。  
課長
  - 2 法第五十五条の規定に基づき、総務大臣の求めにより法の施行状況を報告すること。  
部長
  - 3 法第五十六条の規定に基づき、総務大臣の求めにより資料の提出及び説明を行うこと。  
部長
- 二十五 福岡県統計調査条例（平成二十年福岡県条例第三十五号。以下この項中「条例」という。）の規定に基づく統計調査に関する事務
  - 1 条例第二条第二項及び第三項の規定に基づき、県基幹統計調査に関する事項を告示すること。  
教育次長
  - 2 条例第三条第一項の規定に基づき、県基幹統計調査の実施に当たり、個人又は法人その他の団体に対して報告を求めること。  
教育次長

- 3 条例第四条第一項の規定に基づき、県基幹統計調査の実施に当たり、統計調査員の任免又は委嘱に関する事務を行うこと。  
課長
- 4 条例第五条第二項の規定に基づき、県基幹統計調査の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書を発行すること。  
課長
- 5 条例第七条第一項ただし書及び第二項の規定に基づき、県統計調査の結果の非公表を決定し、その旨及び理由を告示すること。  
教育次長

別表第三項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一号」に改める。

別表六第一項第一号中「高等学校、幼稚園」を「幼稚園」に、「専修学校」を「高等学校、専修学校」に改め、同項第二号中「第四条第三項」を「第四条第四項」に、「小学校、中学校及び幼稚園」を「幼稚園、小学校及び中学校」に改め、同表第三項第一号中「第九十四条第二項及び第三項」を「第六十条第四項及び第五項」に改める。

別表八第一項各号列記以外の部分中「教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）を「施行規則」を「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）を「改正法」に改め、同項第二号中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改め、同項第十一号を第十七号とし、第十号を第十六号とし、同号の前に次の三号を加える。

- 13 改正法附則第二条第二項の規程に基づく更新講習修了確認又は同条第三項第三号の規定に基づく確認を行うこと。  
課長
- 14 改正法附則第一条第四項の規定に基づき、修了確認期限を延期すること。  
課長
- 15 改正法附則第二条第五項の規定に基づく認定を行うこと。  
課長

別表八第一項第九号を第十二号とし、第四号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第七号の前に次の二号を加える。

- 5 法第九条の二第一項の規定に基づき、免許状の有効期間を更新すること。  
課長
- 6 法第九条の二第五項の規定に基づき、免許状の有効期間を延長すること。  
課長

別表八第一項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

- 3 法第五条の二第三項の規定に基づき、特別支援学校の教員の免許状に新教育領域を追加して定めること。  
課長

別表八第二項各号列記以外の部分中「教育職員免許法施行規則」の下に、「(昭和二十九年文部省令第二十六号)」を加え、同表第四項各号列記以外の部分中「懲戒規則」の下に、「福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例を「自己啓発等休業条例」を加え、同項第十四号中「教育公務員特例法」の下に、「(昭和二十四年法律第一号)」を加え、同号を第十八号とし、第十三号の次に次の四号を加える。

- 14 地公法第二十六条の五第一項及び第五項並びに自己啓発等休業条例第二条の規定に基づき、県立学校の校長の自己啓発等休業に關し、これを承認し、又は承認を取り消すこと。
- 15 地公法第二十六条の五第一項及び第五項並びに自己啓発等休業条例第二条の規定に基づき、県立学校教職員(校長を除く。)の自己啓発等休業に關し、これを承認し、又は承認を取り消すこと。
- 16 自己啓発等休業条例第七条第三項の規定に基づき、県立学校の校長の自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。
- 17 自己啓発等休業条例第七条第三項の規定に基づき、県立学校教職員(校長を除く。)の自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。

別表八中第十八項を第十九項とし、第十三項から第十七項までを一項ずつ繰り下げ、同表第十二項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

- 13 初任給等規則第三十八条の二の規定に基づき、人事委員会の求めにより職員の職務の級及び号給の決定等に係る事項について報告すること。

別表八第十二項第八号を次のように改める。

- 8 初任給等規則第十七条の規定に基づき、新たに職員を特殊の技術、経験を必要とする職に採用しようとする場合に、その号給の決定についての特例について基準を定め、人事委員会の承認を求めること。

別表八中第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。

- 十二 教職員の指導改善研修に関する事務
  - この項中教育公務員特例法を「教特法」という。
  - 1 教特法第二十五条の二第一項の規定に基づき、指導が不適切である教諭等の認定を行うこと。
  - 2 教特法第二十五条の二第四項の規定に基づき、指導改善研修の終了時において、指導の改善の程度に関する認定を行うこと。

- 3 福岡県教育委員会が実施する指導改善研修における認定の手続等に關する規則(平成二十年福岡県教育委員会規則第七号)第五条第二項及び第六条の規定に基づき、指導が不適切である教諭等の審査委員会の意見を聴くこと。
- 4 その他指導改善研修の実施に関する事務を処理すること。

別表十第五項第一号を次のように改める。

- 1 法第三条第四項の規定に基づき、県立の高等学校及び中高一貫教育校周辺の旅館業の経営許可に關し、知事等に意見を述べること。

別表十四教育事務所長の項第一項に次の二号を加える。

- 8 地方公務員法第二十六条の五第一項及び第五項並びに福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例(以下この項中「自己啓発等休業条例」という。)(第二条の規定に基づき、県費負担教職員の自己啓発等休業に關し、これを承認し、又は承認を取り消すこと。
- 9 自己啓発等休業条例第七条第三項の規定に基づき、県費負担教職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。

別表十四県立学校校長の項第七項に次の一号を加える。

- 6 県立学校の施設管理補助員の任免等を行うこと。

(福岡県教育庁事務分掌規程の一部改正)

第一条 福岡県教育庁事務分掌規程(平成十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二号イ、ロ及びヌ中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改め、同条第三号イ中「小学校、中学校」を「幼稚園、小学校及び中学校」に改め、「及び幼稚園」を削り、同号ロ及び同条第四号イ中「小学校、中学校及び幼稚園」を「幼稚園、小学校及び中学校」に改める。

第十七条第一号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第三号

本 庁

出先機関

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

福岡県教育委員会教育長 森 山 良 一

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程（昭和四十二年八月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第九号中「半日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改め、同項第十一号中「（平成十年三月福岡県教育委員会訓令第三号）第五条及び第六条」を「（平成十年三月福岡県教育委員会訓令第三号）以下「規程」という。（第四条及び第五条）に改め、同項第二十五号を第二十六号とし、第十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 規程第六条の規定に基づき、職員の休憩時間等を変更すること。

第七条第二項及び第三項を次のように改める。

2 美術館長及び九州歴史資料館長に対し、当該機関の所掌に係る前項第一号、第三号から第七号まで、第十四号、第十五号及び第十八号から第二十五号までに掲げる事務を委任する。この場合において、同項第三号、第十四号及び第十五号中「職員」とあるのは「美術館長」又は「九州歴史資料館長」と読み替えるものとする。

3 美術館副館長及び九州歴史資料館副館長に対し、当該機関の所掌に係る第一項第二号、第三号、第八号から第十七号まで及び第二十六号に掲げる事務を委任する。この場合において、「職員」とあるのは「副館長及び所属職員」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第四号

本 庁

出先機関

福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

福岡県教育委員会教育長 森 山 良 一

福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

訓 令

福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程（昭和六十一年一月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一項中「（昭和二十四年法律第一号）」を削る。

別表第三第三項第六号中「半日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改め、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

7 公務の運営上の事情により緊急かつやむを得ない場合に、職員の休憩時間を臨時に変更すること。

別表第三第十四項中「第二条第二項」を「第二条第一号」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）